

を毛布などでおおい、保温して安静に保ち、直ちに医師に連絡する。

- 皮膚に付着した場合 : 水と石鹼で付着した部分を洗う。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で最低15分間、目を洗浄し、コンタクトレンズを着用している場合は外す。その後も洗浄を続ける。刺激が続く場合は、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。
- 予想される急性症状および遅発性症状並びに最も重要な兆候および症状 : 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。
眼に入ると炎症を起こす可能性がある。
皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 消火に棒状の水を用いてはならない。
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、または毒性のガスを発生するおそれがある。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合は、容器を破損しないように注水し、冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を絶つ。
初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
周囲の設備などに散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業は保護メガネ、保護衣、状況によっては呼吸保護具を着用して、風上から行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 : 直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
風上に留まる。
密閉された場所に立ち入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 土壌の汚染、水質汚濁に繋がるので、可能な限り回収する。
環境中に放出してはならない。
- 回収、中和 : 大量の場合: 盛土で囲って拡散防止をはかってから、掃き集め空容器に回収後安全な場所にて処理する。処理後は大量の水で洗いながす。この場合、濃厚排水が河川等の公共水路に流入しない様に注意する。
作業の際には必ず保護具を着用する。
少量の場合: 土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、更にウエス等で完全に拭い去る。
- 封じ込めおよび浄化の方法・機材 : こぼれた場合は液の拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は適当な吸収剤を使用して回収する。止むを得ない場合は薬剤を使用する。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基

二次災害の防止策

- 準に適合したものでなければならない。
 漏出物を取り扱うときに用いるすべての設備は接地する。
 : すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。
 関係箇所に通報し応援を求める。
 容器内に水を入れてはいけない。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い

技術的対策

- : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取り扱い所で行う。
 危険物が残存している機会設備などを修理する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。静電気対策を行い、作業着、靴なども導電性のものを使用する。
 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため、換気および火気などへの注意が必要である。
 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する事。
 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
 容器から取り出すときはポンプなどを使用すること。
 細管を用いて口で吸い上げてはならない。
 容器を溶接・加熱・穴あけまたは切断しないこと。爆発を伴って残留物が発火することがある。

局所排気装置・全体換気

接触回避

安全取り扱い注意事項

- : 8. 暴露防止および保護措置を参照。
 : 10. 安定性および反応性を参照。
 : 使用前に取り扱い説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 火気注意。
 空気中の濃度を暴露濃度以下に保つために換気を行うこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。
 この製品を使用するときに飲食または喫煙をしないこと。
 空容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。
 飲まないこと。
 子供の手の届かない所に置く。

保管

技術的対策

- : 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
 保管場所の床は床面に水が浸入し、または浸透しない構造とすること。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とすると共に、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
 保管場所には危険物を貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明および換気の設定を設ける。
 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
 熱、スパーク、火災並びに静電気蓄積を避ける。
 容器は必ず密栓すること。

混触禁止物質

- : 10. 安定性および反応性を参照。

保管条件	: 危険物の表示をして保管する。 換気の良い場所に保管する。 直射日光を避け保管する。 酸化剤から離して保管する。
容器包装材料	: 別の容器に差し替えるときは、金属又はガラス容器を使用すること。 樹脂容器は種類により、溶解することがある。 密閉式の破損しないものに入れる。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度	: 規定なし (作業環境評価基準: 厚生労働省告示第79号別表)
許容濃度(ばく露限界、生物学的ばく露指標)	
日本産衛学会(2008年度版)	: 記載なし
ACGIH(2008年度版)	: 記載なし
設備対策	: ミストおよび蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取り扱い場所近辺に、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 高温工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	: 必要に応じて耐油性保護手袋を着用する。
眼の保護具	: 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚および身体の保護具	: 必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること。
衛生対策	: 取り扱い後はよく手を洗うこと。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 作業中は飲食、喫煙はしない。

9. 物理的および化学的性質

物理的状态	
形状	: 液体
色	: 黄色透明
臭い	: 特異臭
pH	: データなし
融点・凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: 205 (COC)
爆発範囲(爆発限界)	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度(空気 = 1)	: データなし
比重(密度)	: 0.940 g/cm ³ (15)
溶解度	: 水に不溶
n オクターノール / 水分係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
揮発性	: データなし

10. 安定性および反応性

安定性	:	安定
危険有害反応可能性	:	強酸化剤と反応する
避けるべき条件	:	データなし（通常の使用では危険な反応なし）
混触危険物質	:	強酸化剤
危険有害な分解生成物	:	データなし

11. 有害性情報

経口	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
経皮	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
吸入	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
皮膚腐食性 / 刺激性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
呼吸器感作性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
皮膚感作性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
生殖細胞変異原性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
発がん性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
生殖毒性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
特定標的臓器 / 全身毒性 (単回ばく露)	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
特定標的臓器 / 全身毒性 (反復ばく露)	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
その他	:	現在のところ有用なデータ無し

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性(急性)	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
	水生環境有害性(慢性)	:	混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
残留性・分解性		:	情報なし
生態蓄積性		:	情報なし
土壌中の移動性		:	情報なし
他の有害影響		:	情報なし
環境基準		:	情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。
-------	---	--

汚染容器および包装	<p>投棄禁止。</p> <p>埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃殻について、下記の物質が総理府で定めた基準以下であることを確認しなければならない。</p> <p>銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ヒ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアン化合物、PCB。</p> <p>燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害をおよぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。</p> <p>事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p>
-----------	---

14. 輸送上の注意

国際規制	: 該当しない
国連分類	: 該当しない
国内規制	
陸上	: 消防法 危険物 第四類第四石油類 危険等級
海上	: 船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送において
航空	: 航空法 非危険物
特別の安全対策	: 輸送に当該危険物が転落し、または危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れるなど、災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに最寄の消防機関その他の関係機関に通報すること。 輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 通知対象物には該当しない
化学物質排出管理促進法	: 該当しない
毒物および劇物取締法	: 該当しない
消防法	: 危険物 第四類第四石油類 危険等級
水質汚濁防止法	: 油分排出規制(5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法	: 油分排出規制(原則禁止)
下水道法	: 鉱油類排出規制
廃棄物の処理および清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制(拡散、排出の禁止)

16. その他の情報

引用文献等

- : 1) 日本産業衛生学会許容濃度等の勧告(OELs)
2) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. (ACGIH)
3) European chemical Substans Infomation System
4) (独)製品評価技術基盤機構(NITE)

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。

この製品安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手配を対象としたものです。

本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。

ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正および新しい知見に基づいて改訂されることがあります。